

インフルエンザによる登園基準について

インフルエンザの登園基準は、厚生労働省の感染症ガイドラインにより、「発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」と定められています。(発熱した日を0日目、発熱した次の日から1日目と数えますので、最低6日間は登園できません。)

なお、インフルエンザが治癒し、登園する時には、改めて「治癒したかどうか」医師の診断を受ける必要はありませんが、下記の「インフルエンザ報告書」を記入し担任または、看護師に提出してください。この報告書は保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

きりとり

インフルエンザ報告書

令和
平成

年 月 日

1、発症日（発熱・せき・鼻水等の症状が出た日）

2、体温測定

体温測定日	月	日	(午前) 測定時間：体温				(午後) 測定時間：体温			
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度
	月	日 ()	午前	時	分：	度	午後	時	分：	度

令和 年 月 日に _____ 病院を受診し、インフルエンザ（A型・B型）の診断を受けました。上記のように熱が推移し、発症後5日を経過、かつ解熱後3日を経過いたしましたので登園させます。

令和 年 月 日

クラス _____

園児名 _____

保護者氏名 _____

印

※出席停止の日数の数え方について

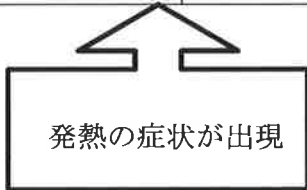
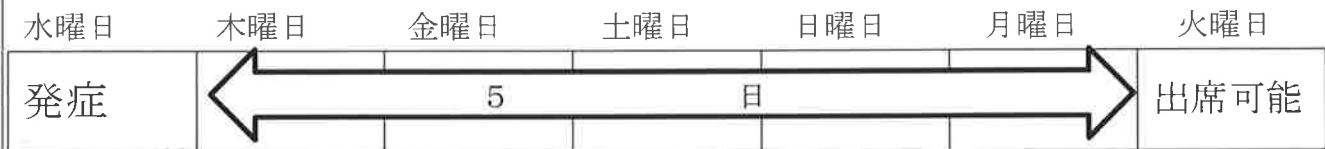
発症日 日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず0日とカウントし、翌日を第1日目とします。

解熱日 「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日間を休み、金曜日から登園許可ということになります。（図）

図「出席停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



また、インフルエンザにおいて「発症した後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日目と数えます。



注意事項

- 解熱とは、37.5度以下であること。
- 例) 午前37.8度、午後36.5度→この場合は解熱日とカウントされません。午前、午後共に、37.5度以下であること。